「国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の一部を改正する省令」及び「国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の一部を改正する告示」の制定に際し、意見募集を行わなかった理由について

令　和　８　年　３　月　３０　日
経済産業省イノベーション・環境局
イノベーション創出新事業推進課

１．題名

・国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の一部を改正する省令
・国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の一部を改正する告示

２．意見公募を行わなかった理由

今回の改正は、所得税法等一部を改正する法律（令和８法律第　　号）の施行に伴い必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法（平成５年法律第８８号）第３９条第４項第２号に該当するため、意見公募手続きは実施していません。